

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則案（概要）

1 趣旨

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成26年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第2条第3項第1号の厚生労働省令で定める額等を定めるものである。

2 内容

法第2条第3項第1号の厚生労働省令で定める額

法第2条第3項第1号の厚生労働省令で定める額は、1,075万円とすること。

第一種計画に係る認定の申請

(1) 法第4条第1項の規定により第一種計画（同項に規定する第一種計画をいう。（2）において同じ。）に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

(2) (1)の申請書及びその写しには、就業規則その他の書類であって、法第4条第1項に規定する第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするものを添付しなければならないものとする。

第一種計画の変更に係る認定の申請

(1) 法第5条第1項の規定により第一種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第一種認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

(2) (1)の規定は、(1)の申請書及びその写しについて準用するものとする。

第二種計画に係る認定の申請

(1) 法第6条第1項の規定により第二種計画（同項に規定する第二種計画をいう。（2）において同じ。）に係る認定を受けようとする事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

(2) (1)の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

就業規則その他の書類であって、法第6条第1項に規定する第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を実施することを明らかにするもの

就業規則その他の書類であって、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第18号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置を現に講じていることを明らかにするもの

第二種計画の変更に係る認定の申請

(1) 法第7条第1項の規定により第二種計画の変更に係る認定を受けようとする同項に規定する第二種認定事業主は、申請書一通及びその写し一通を、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

(2) の(2)の規定は、(1)の申請書及びその写しについて準用するものとする。

権限の委任

法第4条第3項等に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任するものとする。

社会保険労務士法施行規則の一部改正

法に係る申請等のうち、法第十一条の報告以外のものについて、社会保険労務士による事務代理ができるものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

法第2条第3項第1号、第4条第1項、第6条第1項、第13条第1項及び第14条

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の
規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案（概要）

1 趣旨

法第2条第1項に規定する専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものを定めるもの。

2 内容

法第2条第1項に規定する専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものは、次のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とするものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有する者
 - イ 公認会計士
 - ロ 医師
 - ハ 歯科医師
 - ニ 獣医師
 - ホ 弁護士
 - ヘ 一級建築士
 - ト 税理士
 - チ 薬剤師
 - リ 社会保険労務士
 - ヌ 不動産鑑定士
 - ル 技術士
 - ヲ 弁理士
- (3) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちITストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第79号）第2条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成7年法律第105号）第122条の2第2項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者
- (4) 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第2項に規定する特許発明の発明者、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第4項に規定する登録意匠を創作した者又は

種苗法（平成10年法律第83号）第20条第1項に規定する登録品種を育成した者

- (5) 農林水産業若しくは鉱工業の科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）若しくは機械、電気、土木若しくは建築に関する科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、設計、分析、試験若しくは評価の業務に就こうとする者、情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。（6）において同じ。）の分析若しくは設計の業務（（6）において「システムエンジニアの業務」という。）に就こうとする者又は衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務に就こうとする者であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者（昭和28年文部省告示第5号に規定する者であって、就こうとする業務に関する学科を修めた者を含む。）であって、就こうとする業務に5年以上従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に6年以上従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法による高等学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に7年以上従事した経験を有するもの
- (6) 事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務に就こうとする者であって、システムエンジニアの業務に5年以上従事した経験を有するもの
- (7) 国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものによりその有する知識、技術又は経験が優れたものであると認定されている者（（1）から（6）までに掲げる者に準ずる者として厚生労働省労働基準局長が認める者に限る。）、

3 適用期日

平成27年4月1日

4 根拠法令

法第2条第1項

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める
基準の一部を改正する告示案（概要）

1 趣旨

労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第1項第1号に規定する専門的知識等であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者として、ITストラテジスト試験に合格した者を加える等の改正を行うもの。

2 内容

（1）労働基準法第14条第1項第1号に規定する専門的知識等であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者として、ITストラテジスト試験に合格した者を加えるものとする。

（2）その他所要の規定の整備を行うものとする。

3 適用期日

平成27年4月1日

事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する 措置に関する基本的な指針案（概要）

1 趣旨

法第3条の規定に基づき、特定有期雇用労働者の雇用の動向に関する事項を示すとともに、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容に関する事項を定めるもの。

2 内容

特定有期雇用労働者の雇用の動向に関する事項

有期雇用労働者並びに第一種特定有期雇用労働者及び第二種特定有期雇用労働者の動向について、最新の統計結果等を盛り込むこと。

事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容に関する事項

- (1) 事業主は、計画対象第一種特定有期雇用労働者に対し、次に掲げる計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置のうち、事業主が置かれている実情に照らして適切なものを行うことが必要であることを示すこと。
- ・ 教育訓練に係る休暇の付与
 - ・ 教育訓練に係る時間の確保のための措置
 - ・ 教育訓練に係る費用の助成
 - ・ 業務の遂行の過程外における教育訓練の実施
 - ・ 職業能力検定を受ける機会の確保
 - ・ 情報の提供、相談の機会の確保等の援助
- (2) 計画対象第一種特定有期雇用労働者の雇用管理を行うに際しての留意事項として、一般の労働者との労働条件の均衡、合理的な理由のない雇止めの回避及び産前産後休業又は育児休業の取得促進のための環境整備に関することを示すこと。
- (3) 事業主は、高年齢者雇用安定法第9条第1項各号に掲げる高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じるとともに、計画対象第二種特定有期雇用労働者に対し、次に掲げる計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置のうち、事業主が置かれている実情に照らして適切なものを行うことが必要であることを示すこと。
- ・ 高年齢者雇用安定法第11条の規定による高年齢者雇用推進者の選任
 - ・ 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
 - ・ 作業施設・方法の改善

- ・ 健康管理、安全衛生の配慮
- ・ 職域の拡大
- ・ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ・ 賃金体系の見直し
- ・ 勤務時間制度の弾力化

(4) 計画対象第二種特定有期雇用労働者の雇用管理を行うに際しての留意事項として、事業主が継続雇用制度を導入し、定年後に有期労働契約によって引き続き雇用する際は、高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、適切な措置を行うことが望ましいことを示すこと。

(5) その他の雇用管理等に関する留意事項として、個別労働関係紛争の未然防止及び関係労働者の理解と協力に関することを示すこと。

3 適用期日

平成 2 7 年 4 月 1 日

特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第五条の 特例を定める省令案（概要）

1 趣旨

「有期労働契約の無期転換ルールの特例等について」(平成26年2月14日 労働政策審議会建議)の内容を踏まえ、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条の特例を定めるもの。

(参考)「有期労働契約の無期転換ルールの特例等について」(抜粋)

事業主は、労働契約の締結・更新時に、法に係る特例の対象となる労働者に対して無期転換申込権発生までの期間を書面で明示するとともに、高収入かつ高度の専門的知識等を有する有期契約労働者に対しては、特例の対象となる業務の具体的な範囲も書面で明示する仕組みとするため必要な省令改正を行うことが適当

2 内容

(1) 計画対象第一種特定有期雇用労働者に係る労働条件の明示の特例

法第5条第1項に規定する第一種認定事業主が労働基準法第15条第1項前段の規定により法第4条第2項第1号に規定する計画対象第一種特定有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件は、労働基準法施行規則第5条第1項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

法第8条の規定に基づき適用される労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の規定の特例の内容に関する事項

就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(労働基準法施行規則第5条第1項第1号の3に掲げる事項を除き、の特例に係る法第2条第3項第1号に規定する特定有期業務の範囲に関する事項に限る。)

(2) 計画対象第二種特定有期雇用労働者に係る労働条件の明示の特例

法第7条第1項に規定する第二種認定事業主が労働基準法第15条第1項前段の規定により法第6条第2項第1号に規定する計画対象第二種特定有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件は、労働基準法施行規則第5条第1項に規定するもののほか、(1)の に掲げるものとする。

3 施行期日

平成27年4月1日